

## 綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）に基づく放課後等デイサービスを行う市内の事業所の療育の質の向上と医療的ケアを必要とする障がい児の通所先を確保するため、予算の範囲内において、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業所)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業所は、別表に定める補助条件のほか、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) 市内の事業所であること。

(2) 市内に住所を有する受入児童数が、全体の8割以上であること。

2 前項の場合において、児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費（主として重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等のうち、放課後等デイサービスに係るものに限る。）の給付対象者は、当該給付を優先して利用するものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とし、予算の範囲内で補助する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第6条 補助金は、事業者の請求により交付するものとし、市長は、請求があったときは、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金事業報告書（第3号様式）に基づき審査を行い、交付するものとする。

2 市長は、障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第179号）第1条第1項の規定に基づき、障害児通所給付費等の支

払いに関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託しているときは、障害児通所給付費等の支払いに併せて、前項の規定による交付を行うことができるものとする。

（変更交付の申請）

第7条 事業者は、第5条の決定後に、補助金の交付決定を受けた事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金申請事項変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

区分	補助条件・対象経費	補助額
<p>1 福祉専門 職員の配置</p>	<p>次の職員配置に係る人件費相当額を補助対象経費とする。</p> <p>(1) 3年以上の実務経験を有する社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者又は5年以上の実務経験(障がい児支援)を有し、かつ、相談支援専門員の資格を有する職員を配置している事業所であること。</p> <p>(2) 前号の職員は、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第7号)第73条に規定する置くべき従業者及び最低人員数を超える人員配置であること。(1日の勤務時間が6時間以上の職員に限るものとする。)</p>	<p>日額 450円 (1事業所2人分 を限度とする。)</p>
<p>2 資格ある 児童発達支 援管理責任 者の配置</p>	<p>次の職員配置に係る人件費相当額を補助対象経費とする。</p> <p>(1) 5年以上の障害児支援の実務経験を有し、かつ「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」に規定する児童発達支援管理責任者であつて、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のうちいずれか2つ以上の資格を有する職員を配置している事業所であること。</p> <p>(2) 事業所として作成する事業実施計画及びそれぞれの障害児に係る支援計画を勘案し、特に障害児の成長が見込まれる支援を実施し、管理しているものとして、市長が必要と認めたもの。</p>	<p>日額 700円 (1事業所1人分 を限度とする。)</p>

<p>3 医療的ケア児受入</p>	<p>医療的ケア児受け入れのため、必要な器材、人員等を配置している事業所のうち、次の要件に係る人件費等を補助対象経費とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)を法令等の規定に基づき、受け入れに必要な許可等を受けた事業所が、当該医療的ケア児に係る障害児通所給付費サービス利用契約を締結していること。</p> <p>(2) 神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金実施要領(障害者地域生活サポート事業分)(平成31年4月1日施行)第3条及び第4条に規定する事業について、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領(平成31年4月1日施行)に規定する経費(看護師及び認定特定行為業務従事者の人件費分を除く。)</p>	<p>日額</p> <p>3,160円</p> <p>(1人につき1日1回を限度とする。)</p>
<p>4 医療的ケア児対応看護師の配置</p>	<p>医療的ケア児に対応するため看護師を配置し、次の条件を満たした事業所に係る当該看護師の人件費を補助対象経費とする。</p> <p>(1) 現に医療的ケア児を受け入れていること。</p> <p>(2) 雇用契約を結んだ看護師を配置していること。</p> <p>(3) 医療的ケア児の受入日に6時間以上勤務していること。</p>	<p>日額</p> <p>6,000円</p> <p>(1事業所1人分を限度とする。)</p>
<p>5 医療的ケア児対応認定特定行為</p>	<p>医療的ケア児の受け入れを可能にするため、看護師以外で一定の条件の下であれば医療行為が可能である認定特定行為業</p>	<p>日額</p> <p>6,000円</p> <p>(1事業所1人分</p>

業務従事者の配置	<p>務従事者を配置し、次の条件を満たした事業所に係る人件費とする。</p> <p>(1) 現に医療的ケア児を受け入れていること。</p> <p>(2) 雇用契約を結んだ認定特定行為業務従事者を配置していること。</p> <p>(3) 医療的ケア児の受入日に6時間以上勤務していること。</p>	を限度とする。)
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

対象経費の1/2を助成限度額とし、助成額と対象経費を比較して、助成額を下回る場合は、その額の10円未満を切り捨てる。

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 ⑩

年度綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金の交付を受けたいので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付申請を行う事業
  - 福祉専門職員の配置
  - 資格ある児童発達支援管理責任者の配置
  - 医療的ケア児受入
  - 医療的ケア児対応看護師の配置
  - 医療的ケア児対応認定特定行為業務従事者の配置
- 2 添付書類
  - 年間事業計画書
  - 支援計画書
  - 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
  - 組織体制図
  - 児童発達支援管理責任者の経歴書、実務経験証明書、研修修了書
  - 従業者等の経歴書のほか資格を確認できる書類
  - 従業員等の雇用契約書
  - 運営規程
  - 医療的ケア児に係る主治医等による指示書の写し
  - 予算書
  - その他市長が認める書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長



綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条の規定により決定しましたので通知します。

1 交付決定事業

福祉専門職員の配置

資格ある児童発達支援管理責任者の配置

医療的ケア児受入

医療的ケア児対応看護師の配置

医療的ケア児対応認定特定行為業務従事者の配置

2 その他

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金事業報告書

(宛先) 綾瀬市長

事業所名及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

月分の実績について、次のとおり報告します。

対象者氏名	補助の区分	勤務日数	医療的ケア児受入日数

出勤簿（写）及び医療的ケア児の受け入れについては、受入児童の参加状況がわかる書類を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金申請事項変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 ⑩

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市放課後等  
デイサービス支援事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）  
したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）事業

2 変更（中止・廃止）年月日

年 月 日

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

第 6 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

所在地  
報告者 名称  
代表者氏名 印

年 月 日付け交付決定のあった 年度綾瀬市放課後等デイサービス支援事業補助金に係る実績について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 1 2 条の規定により次のとおり報告します。

1 交付決定された事業及び交付額

福祉専門職員の配置	_____	円
資格ある児童発達支援管理責任者の配置	_____	円
医療的ケア児受入	_____	円
医療的ケア児対応看護師の配置	_____	円
医療的ケア児対応認定特定行為業務従事者の配置	_____	円
計	_____	円

2 添付書類

- 年間事業報告書
- 医療的ケア児に係る主治医等による指示書の写し
- 決算書
- 領収書（写）、支払状況がわかる書類（写）
- その他市長が認める書類収支決算書

3 その他